

令和4年

熊野町農業委員会

議事録

第4回

熊野町農業委員会

令和4年第4回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和4年5月20日（金）午前9時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員（9人）

委員	1番	庄賀 深雪
委員	2番	福垣内 信行
委員	3番	菅尾 寛治
委員	5番	立花 宏保
委員	6番	木原 哲男
委員	7番	橋川 勝則
委員	8番	空田 忠
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員

委員	4番	井尻 隆雄
----	----	-------

5. 農地利用最適化推進委員

委員	世良 正喜
----	-------

6. 議事録署名委員（2人）

委員	6番	木原 哲男
委員	7番	橋川 勝則

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野 准
課長補佐	諏訪本 壮太
書記	竹内 浩喜

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は9名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和4年第4回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。 6番 木原委員、7番 橋川委員を指名します。 それでは、議事日程に従って審議に入ります。 事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第15号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第15号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について概略をご説明させていただきます。 本案件と、次の議案第16号については、農業委員会等に関する法律第37条に則り、農業委員会の昨年度の活動の実績と、今年度の計画を、毎年6月30日までに公表することが定められているものでございます。 それでは、昨年度の活動の点検・評価の概要について説明します。 まず、4ページ「Ⅰ 農業委員会の状況」は御覧のとおりとなっております。数値等は、昨年、令和3年度の活動計画を作成したときと同数値としておりますが、「1 農業の概要」項目中、経営耕地面積の樹園地について1haを追加及び、認定農業者、経営数1の記載漏れがありましたので、この度の点検・評価にて加筆をしております。 次に、5ページをご覧ください。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、現在熊野町には担い手が不在で、農地の集積が困難であります。毎年、野菜づくり勉強会の開催を通して農業者に対し、農業の情報提供を行っていますが、昨年は新型コロナウイルスの影響もあり、勉強会の開催数も半減となっております。 次に、9ページをご覧ください。「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」については、令和3年度中の許可事務についての点検となっております。「1. 農地法第3条に基づく許可事務」は、年間12

	件、「２．農地転用に関する事務」は、農地法第４条、第５条合わせた件数となっており、年間２１件でございました。続きまして、１０ページ、「４．情報の提供等 農地の権利移動等の状況把握」については、農地法第３条許可と相続の届出となる農地法第３条の３届出の合わせた件数となっており、年間１５件となっております。 以上概略説明とさせていただきます。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
原委員	今回の案件についてわかりやすく言うと？ わたしたちはどうしていったらいい？
事務局	毎年この時期に、町内の農業の実情を鑑みて、目標設定及び点検・評価を行っております。まず、この点検・評価においては、目標設定は正しくできていたのかということを確認します。 熊野町は、他市町と比べると、農業が盛んな地域とは言い切れないと思います。農地集積等の目標数値をいくら高くしても、担い手が不在であることが現状としてあるため、実情に見合った目標設定ができているかということを確認の皆さんに点検していただきます。 そして、令和３年度中の活動実績を先ほど説明させていただいたとおりで、目標設定の数値自体は高いとは言い切れないですが、何もやっていないわけではなく、目標に対してどれだけ活動実績を残したか評価することとなります。
原委員	わかりました。
議長	去年の今頃に、令和３年度の目標設定をしまして、今回その目標に対し、どうであったか、報告することとなっております。これは毎年、報告することとなっております。熊野町農業委員会として、県に報告しないといけないわけで、つまり、委員の皆さんの同意がないといけないというわけで、知らなかったということにはなってはいけません。 数値の悪い悪いは、市町ごとに限界があるかもしれませんが、今、事務局の方が言われたように、何もやっていないわけではないけど、委員の皆さんもいろいろ研修会などにも参加して言われているように、担い手の育成とか、遊休農地の解消などがあるなかで、どういう活動したか毎年報告するものなんです。これは、公表することにもなるので、知らなかったとい

	うことがあったらいけんのんで、皆さんの同意が必要であります。
原委員	よそで聞かれたら、こういうことがあったけど、内容については、また家でじっくりみてみりゃいいわけね。 それから、認定農業者１名とあるが、この人は専属ですか？
事務局	認定農業者１名については、〇〇〇〇〇になります。令和２年に認定されていましたが、昨年の数値には反映されていなかったため、この度追加しております。申し訳ございませんでした。
議長	他に質問はないですかね？
議場	(全員：質問なし)
議長	その他に質問がないようですので、お諮りします。 議案第１５号「令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第１、議案第１５号「令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第２、議案第１６号「令和４年度最適化活動の目標の設定等（案）」について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第１６号「令和４年度最適化活動の目標の設定等（案）」についてご説明させていただきます。 目標の設定については、今年度より様式が変更となっております。新規項目については、（一社）広島県農業会議からご指導いただきながら作成しております。 それでは、まず、１４ページ目をご覧ください。 「Ⅰ 農業委員会の状況」については、記載のとおりとなっております。数値等は、直近である農林業センサス２０２０の数値等をもとに作成したものとなっております。「１ 農業委員会の現在の体制」につきましては、

熊野町では、令和2年7月20日より体制が変更となっており、前年度と同様の数値となっております。

次に16ページ目、「2 最適化活動の活動目標」については、今年度から新様式に伴って追加された項目であり、(1)～(3)までの項目立てについて概略を説明します。

(1)については、農地の耕作状況等を確認すること、農業者への声掛けや相談、総会への出席及び意見陳述等が該当します。農業会議からは、月6回以上の活動が望ましいとされ同様の数値を設定しております。

(2)については、強化月間は最低でも3回の設定が必要とされており、3回と設定しました。

(3)につきましては、推進委員の方に1名以上、新規参入相談会に参加していただくことを目標設定しております。この件については、詳細が不明な点があり、他市町からも(一社)広島県農業会議に問い合わせがあったようです。今後相談会等の詳細が分かり次第、推進委員の皆様に情報提供したいと思います。

いずれの目標設定についても、熊野町の農業の実情とはそぐわない点もあり、達成が困難な目標設定もあるかと思いますが、新様式初年度ということもあり、今年度は広島県農業会議からのご指導のもと、以上のように作成しております。

目標は推進委員の方々が対象ではありますが、16ページの(2)については、委員の皆様にも積極的に活動していただけたらと思っております。

強化月間と設定した8～9月については、毎年この時期に実施してもらっている利用状況調査(農地パトロール)を、今年もこの時期に委員の皆様をお願いしたいと考えております。現地調査の際に、耕作されている方をみかけたら可能な声掛けをしてもらうなどしてもらえたらと思います。また、調査については昨年同様実施前に、調査の説明をさせていただきます。

10月については、利用状況調査を終えて、委員の皆様に各地区の農地の状況などを報告してもらえたらと考えております。荒廃化が進んだ農地や、盛んに農業に取り組んでいる場所、どんな些細なことでもいいので各

	地区の農地の状況を共有できる話し合いの場になればと考えております。 何度も言うようですが、初年度ということもありますので、今年度の活動や実績を踏まえ、来年以降に反映できたらと考えております。 以上で説明を終わります。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議長	こういうことはできないのではとか、これはしていかにゃいけないのではとか、いろいろ考えはあるかと思いますが、この度令和４年度については案として先ほどの説明のとおり、やっていこうということですが、作った限りは、やっていかにゃいけんことになるんで、今の時点で、ここはどうかいのということがあれば、意見交換をして議論していこうと思います。質問があればお願いします。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第１６号「令和４年度最適化活動の目標の設定等（案）について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第２、議案第１６号「令和４年度最適化活動の目標の設定等（案）について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第３、議案第１７号「農地法第３条の規定による許可申請について」及び日程第４、議案第１８号「農地法第３条の規定による許可申請について」は、関連する内容となっておりますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議が無いようですので、日程第３、議案第１７号「農地法第３条の規定による許可申請について」及び日程第４、議案第１８号「農地法第３条の規定による許可申請について」は、一括議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第１７号及び議案第１８号の農地法第３条の規定による許可申請

	について、ご説明いたします。 申請地は、萩原地区にある〇〇〇〇〇の南側に位置しており、現所有者、〇〇〇〇〇の土地、田 1 筆と、〇〇〇〇〇の土地、田 2 筆、計 3 筆でございます。 申請の経緯としましては、申請地はこれまで公図上の土地の形状と、実際の土地の形状がそぐわない状態でありました。事務局も、互いの土地の耕作部分の一部が本人所有土地でない部分を含んでいることを、航空写真と地番図を重ねたもので確認いたしました。この度、境界の整理をするため、令和 4 年 4 月 2 0 日に分筆を行い、その後分筆部分について等価交換による所有権移転を行うため、この度申請がされております。 申請者の〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇共に、農地の下限面積は 1, 0 0 0 m²を超えているため問題ありません。その他、農機具の保有状況及び、農作業への常時従事日数についても申請書によると問題はありません。 周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。 以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 世良正喜委員、お願いします。
世良正喜委員	5 月 1 3 日に事務局と現地を確認してきました。 現場確認に訪れたときは、申請地を含む周辺農地は、既に田植えをされておりました。この度、事務局の説明にもあったとおり、境界の整理ということで、境界部分にはセメントが塗られており、お互いの土地が明確になっておりました。 現場確認を行った際には、申請者の方と話をすることができ、今後も耕作活動を行っていくと話されており農業に対する意欲を感じました。 申請書及び添付書類等にも問題ないとのことなので、許可相当であると思われます。 以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)

議長	質問がないようですので、１件ずつお諮りします。 議案第１７号「農地法第３条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第３、議案第１７号「農地法第３条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第４、議案第１８号「農地法第３条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第４、議案第１８号「農地法第３条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第５、議案第１９号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第１９号の農地法第５条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 申請地は、城之堀地区、〇〇〇〇〇から北北西に約３００メートルのところに位置する田３筆でございます。現況は作付けされておらず、休耕状態の土地でした。転用目的としましては、太陽光発電設備の設置となっており、転用面積は、１，２３１㎡、太陽光パネル枚数は１５６枚と計画されています。この度は、譲り渡し人である〇〇〇〇〇から太陽光売電業者である〇〇〇〇〇へ売買による所有権移転のため申請がありました。 譲り渡し人は、当該地について数年耕作を行っておらず、保全管理のみを行っている状況とのことで、今後も耕作予定は無く、手入れ等の作業が続けていくことが困難なため、売電事業者である譲り受け人へ売買で所有権移転するとのことです。被害防除措置計画書によると、土地の造成及び整地等を行わず、草刈程度のみを行い、現状のまま太陽光パネルを設置す

	るとのことです。 その他申請書及び添付書類に不備は無く、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、許可相当であると判断しております。 以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 世良正喜委員、お願いします。
世良正喜委員	申請地は、城之堀地区で大変日当たりの良い場所でした。作付けはされておりましたが、雑草等はほとんど生えておらず、定期的に手入れを行っていることが伺えました。 申請地の周辺は、一か所ニンニクの耕作をされている農地が見られましたが、その他隣接地を含むほとんどの土地が作付けされておらず、休耕状態でした。この度の申請による転用目的は、太陽光パネル設置となっておりますが、日光をさえぎるような障害物や木々が全くなく、太陽光発電を行うとなれば、適した場所であるように思いました。接道からは少し低い場所に土地がありましたが、一部接道から重機が進入できる箇所があり、そこから太陽光パネルを運ばれるのだと思われます。 申請書等及び周辺への影響も問題ないと思われるため許可相当であると思います 以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第１９号「農地法第５条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第５、議案第１９号「農地法第５条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。

	続いて、日程第 6、報告第 6 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」及び日程第 7、報告第 7 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	熊野町農業委員会事務局規程第 7 条第 2 項に基づき、4 月の 1 か月間の間に専決処分した届出書の受理について、同規程第 8 条に基づき、報告します。 報告第 6 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、議案 37 ページのとおり、新宮地区 1 件です。 報告第 7 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、議案 43 ページのとおり、呉地地区 1 件、城之堀地区 1 件、川角地区 3 件、計 5 件です。 以上です。
議長	ありがとうございました。 以上で本日の日程はすべて終了しました。 この度は、事務局からの事務連絡はないとのことです。 次回の農業委員会は 6 月 20 日（月）に開催予定です。 議案については 6 月 13 日（月）以降に事務局から送付予定です。 以上をもちまして、令和 4 年第 4 回熊野町農業委員会を閉会します。